

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年1月19日午後1時30分から令和6年第1回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井	聡	第12番委員	佐藤	浩幸
第2番委員	小野	まり子	第13番委員	佐藤	祝
第3番委員	宮本	賢	第14番委員	山路	和弘
第4番委員	倉田	和久	第15番委員	小坂	倫充
第5番委員	渡辺	好章	第16番委員	岩野	悦子
第6番委員	松本	隆	第17番委員	小嶋	教三
第7番委員	高橋	重貴	第18番委員	田口	敏
第8番委員	及川	宏和	第19番委員	高橋	正則
第9番委員	有住	寿哉	第20番委員	菊地	成壽
第10番委員	高橋	義隆			

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口	潤
事務局長補佐	高橋	真一郎
係長	藤原	一裕
主事	巴	春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原	一裕
主事	巴	春菜

- 議 長 只今から令和6年第1回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
時間 13時30分
- 議 長 11番高橋新一委員から欠席の届出があります。
したがって、只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には12番佐藤浩幸委員、13番佐藤祝委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

ここで、本案について7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——7番委員退席——

議 長 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は許可することに決定しました。

7番高橋重貴委員の入席を許します。

——7番委員入席——

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について及び日程第8、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について関連がありますので、一括して議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、日程第7、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について及び日程第8、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

ここで、議案第3号の番号5番の案件について10番高橋義隆委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——10番委員退席——

議 長 ここで、現地調査の報告を求めます。

議案第3号の番号5番の案件について12番佐藤浩幸委員より報告願います。

第 1 2 番 委 員

12 番佐藤です。番号 5 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

1 月 17 日午前、南方地区の山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

借受人である ████████ さんが、自己住宅の付帯施設の倉庫を建築するため、██████ さん所有の畑を借受け、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね 10 ヘクタール以上の農地域内にある農地」であり、第 1 種農地となりますが、「住宅等で集落に接続して設置されるもの」という例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しています。

現地は、周辺が宅地となっているほか、十分な整地転圧を行い土砂の飛散や雨水の流出を防ぐ計画となっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

議

長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 3 号の番号 5 番の案件について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案件は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

10 番高橋義隆委員の入席を許します。

——10 番委員入席——

議

長

10 番高橋義隆委員の案件については、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。

議案第 2 号及び議案第 3 号の番号 1 番から 3 番の案件について 14 番山路和弘委員より報告願います。

第 1 4 番 委 員

14 番山路です。議案第 2 号の 1 番の案件、及び議案第 3 号の 1 番から 3 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

1 月 17 日午前、南方地区の高橋義隆委員と佐藤浩幸委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請人である [] が宅地分譲地 23 区画を造成するため、自社が所有する農地のほか、農地所有者の [] さんと [] さん、 [] さんから農地を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを確認しております。

現地は、西側の一部が農地、南側が町道を挟んで農地と接しておりますが、アスファルト舗装や側溝の整備により、土砂や雨水等の流出を防止する計画となっていることから、周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

つづいて、議案第 3 号の番号 4 番の案件について 10 番高橋義隆委員より報告願います。

第 10 番委員

10 番高橋です。番号 4 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

1 月 17 日午前、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である [] が宅地分譲地 9 区画を造成するため、 [] さん所有の田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第 3 種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関からの残高証明書により確認しています。

現地は、北側と西側が町道を挟んで田、東側と南側が宅地と接しておりますが、道路高さまで盛土整地・転圧により土砂の流出を防止するほか、雨水については、南側はコンクリート水路、北側と西側は落蓋式の道路側溝を新設し流出する計画になっていることから、周辺への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について及び議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第4号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第10、議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。
 事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 第12番委員 12番佐藤です。
 山形県の方が、金ケ崎町の田を借りて畑として使用したいということですが、なかなか具体像が見えません。
 経緯等について説明があれば教えてください。
 事務局 12番佐藤浩之委員のご質問にお答えします。
 権利の設定を受ける者については、実家が町内であり、現在は山形

の果樹農家で研修しており、今般、独立するにあたり、実家の近くで就農しようとするものです。

第 1 5 番 委 員

15 番小坂です。この方は私の地元であり、さくらんぼ栽培から始め、今後は他の果樹の栽培にも取り組む意向です。若き新規就農者として期待されている方です。

議

長

その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議

長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり作成要請することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議

長

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり農地中間管理機構に対して、促進計画の作成を要請することに決定しました。

議

長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和 6 年第 1 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。

ご苦労さまでした。

時間 14 時 15 分